

静岡県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第44号

静岡県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第9条の規定に基づき、静岡県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、知事の諮問に応じて、国民健康保険事業の運営に関する事項について、審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員11人で組織する。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、当該者に係る委員の定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する者 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者 3人
- (3) 公益を代表する者 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する者 2人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。